はままつ

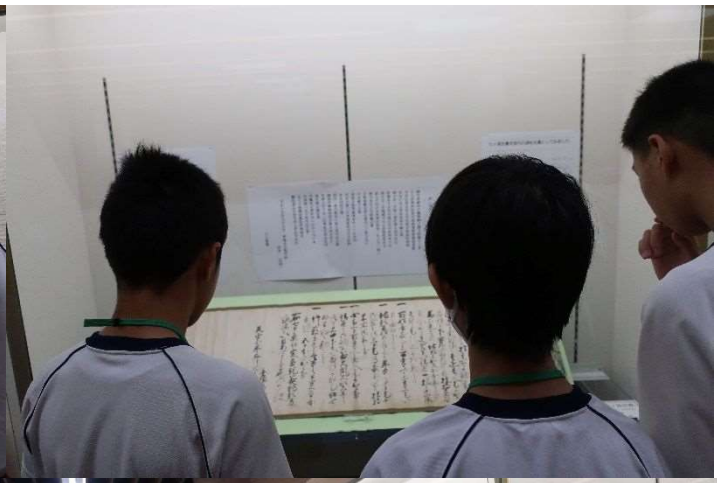
図書館だより

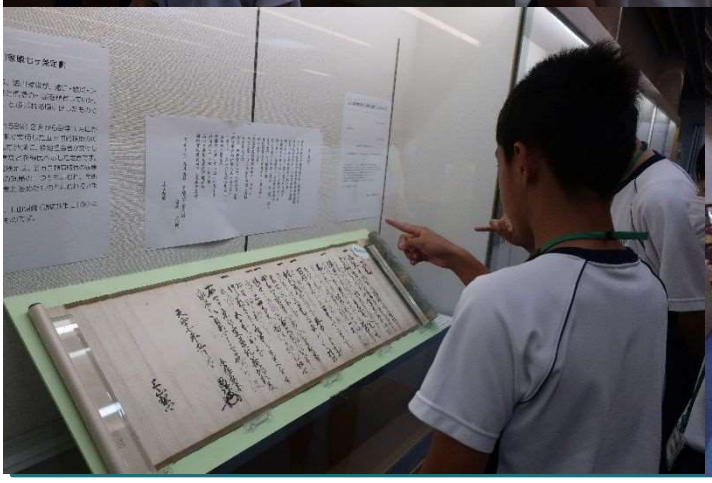
11月号
vol.237
令和8年10月23日
浜松市立図書館

特集

中央図書館にあります。
館蔵資料からみる徳川家康







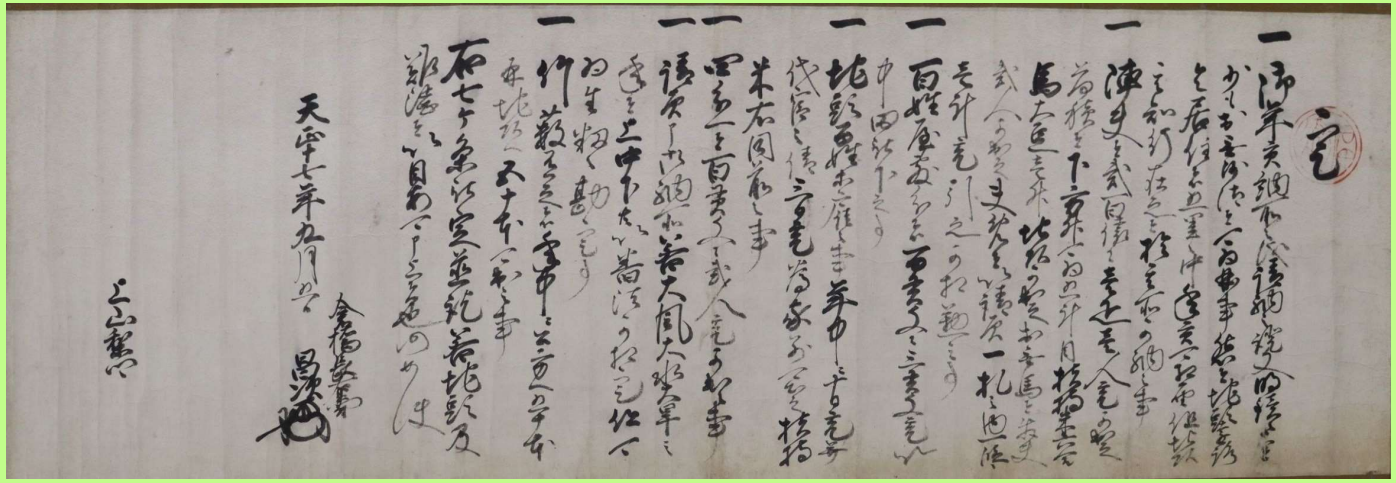


特集

中央図書館にあります。 館蔵資料からみる徳川家康



中央図書館に寄贈された古い資料を整理して見直していく中で徳川家康に関する資料を見つけました。今回、図書館だよりで紹介します。



【原本】

【翻刻文】

定（朱印）

一御年貢納所之儀請納之證文明鏡之上者
少も於無沙汰者可為曲事然者地頭遠路
令居住者五里之中年貢可相届但地頭
其知行在之者於其所可納之事
一陣夫者二百俵ニ壹疋壹人充可出之
荷積者下方弁可為五斗目扶持米六合
馬大豆一升地頭可出之於無馬者歩夫
貳人可出之夫免者以請負一札之内一段ニ
壹斗充引之可相勤之事
一百姓屋敷分者百貫文ニ三貫文充以
中田被下之事
一地頭百姓等雇事年中二十日充弁
代官之儀三日充為家別可出之扶持
米右同前之事
一四分一者百貫文ニ貳人充可出之事
一請負申御納所若大風大水大旱之
年者上中下共ニ以春法可相定但可
為生籾之勘定事
一竹藪有之者年中二公方へ五十本
弁地頭へ五十本可出之事
右七ヶ条被定置訖若地頭及
難渋者以目安可申上者也仍如件

天正十七年九月五日　倉橋長右衛門尉
昌次〔花押〕

上山梨郷

「徳川家康七ヶ条定書（とくがわいえやすななかじょうさだめがき）」

七ヶ条定書は、徳川家康が遠江・駿河・三河に加え、甲斐と信濃の一部を領有していた五ヵ国領有時代と呼ばれる頃に出したものです。

天正17年（1589）2月から翌年1月にかけて、領地全体で実施した五ヵ国総検地の後、検地が済んだ地域に検地担当者が交付した、納税の基準などを領民へ示した定書です。

この五ヵ国総検地は、五ヵ国領有時代の家康にとって最大の土地施策の一つとも言われ、全所領の把握を一気に進めたものと言われています。

この定書は、天正17年9月5日に上山梨郷（現在の袋井市上山梨）の領民に出したものです。

〔定書の内容〕

1 領主が遠くに居住しているときは、その距離が5里以内なら百姓が年貢を運ぶこと。
2 軍役は、年貢200俵ごとに馬1頭、人足1人、馬の餌と人足の食料は領主の負担とすること。
3 百姓屋敷の年貢は、田の等級3等級のうち2番目の中田を基準として算定し、3%免除すること。
4 領主が百姓を雇う場合は、年間10日、代官が雇う場合は年間3日とすること。
5 四分一役（人足の一種）は、検地の査定額100貫文につき2人出すこと。
6 台風、洪水、旱魃の年はそれに応じて年貢を算定すること。
7 竹藪を所有している者は、家康と領主にそれぞれ年50本ずつ差し出すこと。



定書の最初の文字に福徳印（朱印）が押印されています。家康が最も多用したのがこの福徳印で、徳川改姓後の永禄12年（1569）頃から文禄2年（1593）まで使用しました。「福徳」とは幸福と利益・財産に恵まれることを意味しています。



「徳川二十八神将（とくがわにじゅうはちしんしょう）」

家康の功臣で日光東照宮に祀られた28人を顕彰した呼称です。

後世になってから祀り上げられたこともあり、人物名の誤記などが多く見られます。

この錦絵は、浮世絵師歌川国芳門下で、明治期に活躍した月岡芳年（つきおかよしとし）の作品です。

明治になり浮世絵の需要が衰退する中、大胆な発想と西洋画の写実性を取り入れた技法で歴史画、武者絵、美人画、怪奇絵などのジャンルの錦絵を制作して、人気を博しました。

今回紹介した資料を公開しています。

「中央図書館館蔵資料にみる家康・直虎」

場所：中央図書館の2階展示コーナー
会期：11月25日（水）まで

今回紹介した資料以外にも、家康関連資料を展示しています。

徳川秀忠御内書
徳川英勇揃（徳川十六将）
大坂夏之陣図　ほか

また、大河ドラマ「おんな城主直虎」の放映10周年を記念した展示も行っています。

郷土資料案内

家康の天下取りに貢献　家康の母於大(おだい)の実家　水野氏

戦国水野氏と徳川家康

山下智也／著　戎光祥出版　2026年

水野氏は、家康の母於大の実家で、深い関わりがあることから家康の天下取りに貢献した一族です。

家康の父松平広忠が今川氏に付き、於大の兄水野信元が織田家に付いたため、於大は離縁され、幼い家康が母と離れ離れになった話は有名です。

今川氏が滅んだ後、水野氏は家康の元で戦働きをし、三方ヶ原の戦い、小牧長久手の戦い、関ケ原の戦いで活躍します。

そして江戸時代には、譜代大名として老中を務める家柄となります。

水野氏の系統は家康を含め重仲・忠邦と３人の浜松城主を輩出した浜松ゆかりの一族です。





＜水野氏略系図＞



図書館からのお知らせ

図書館利用者カードの有効期限は５年間です！

有効期限の３０日前からカードの更新手続きが可能です。更新の際には、氏名・生年月日・住所の確認できる身分証（マイナンバーカードなど）をお持ちになって、カウンターへお越しください。

はままつ図書館だより No.237（2026年10月23日発行）

浜松市立中央図書館
浜松市中央区松城町214番地の21
☎ 053−456−0234　FAX 053−453−2324
✉ chuo@city.hamamatsu.shizuoka.jp
ホームページ https://www.lib-city-hamamatsu.jp/

図書館だより
バックナンバー

